

～ 労務アドバイス VOL.11 人手不足について考える ～

さて、H29.10.1 に最低賃金時間額の改定が発効されます。首都圏（東京、神奈川、千葉、埼玉）は前年より 26 円のアップとなりました。働き手にとって、賃金アップは喜ばしいことですが、経営者としては、頭が痛いというのが本音ではないでしょうか？最低賃金は、民主党（現民進党）が政権を取っていた時代に、「最低賃金をなるべく早い時期に 1,000 円にする」ということを政策としていましたので、その流れがそのまま踏襲された形となっています。労働力人口はこれからますます減少する中で、サービス業などを中心とした業種の会社では、人手が足りず、事業の継続そのものが危ないところも出てくるのではないかと危惧しています。特に飲食業を中心としたお店では、24 時間営業をやめ、時間給の単価を上げて、人材が集まらないとの嘆きが聞こえてきます。飲食業などはその労働力を、学生のアルバイトに求めることが多いですが、試験前に休ませてくれない、残業代を払ってくれないなど、トラブルとなっている話をよく耳にします。最近、飲食のため、あるお店に来店したところ、接客の方がカタコトの日本語を話す外国人労働者だったということもよくあります。今後も外国人や高齢者、主婦層など、幅広い労働力を総活用しなければならぬ時代が近い将来やってくるでしょう。ただ、保育園の待機児童の問題のように、働きたくても、子供の預け先が見つからず、働けないという事情や、保育園の保育士さんの数が足りないなど、ここに来て、様々な社会問題が表面化してきており、まさに国を挙げての取り組みや根本的な問題の改善をしなければ、立ち行かないものと思われまます。育児休業・介護休業の制度も法的には整っていますが、実際、中小規模の会社では、長く休まれるとその間、業務に支障が出、休みづらいという実態もあります。また復帰後の支援体制も欠かせません。当事務所の顧問先でも、育児休業中の方が多数いらっしゃいますが、個人的には、なるべく早い時期に短時間でも仕事に復帰されるのが望ましいとの考えから、復帰のためのサポートも積極的に行っています。

社会保険労務士法人リップル 代表社員 神田 真弓

〒274-0063

千葉県船橋市習志野台 2-12-29 ASビル 202 号

TEL:047-496-0600 FAX:047-496-0601

e-mail:info@sr-ripple.com

URL:http://sr-ripple.com

